

法 令 等 名	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項	第31条の6第2項第2号
処 分 の 概 要	無店舗型性風俗特殊営業の営業停止命令
原権者（委任先）	大阪府公安委員会
法令等の定め	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令 第18条（政令で定める重大な不正行為） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 第31条の6第1項（処分移送の通知書の送付）
処 分 基 準	別紙のとおり。
問 い 合 わ せ 先	生活安全部保安課行政第三係 （電話 06-6943-1234 内線 31741）
備 考	